**第47号議案**

厚生委員会資料

令和４年６月２７日

品川区保健所生活衛生課

**品川区墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

**１．改正理由**

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）により、会社の支店の所在地における登記が不要となった。これに関連して、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第７１号。以下「改正法」という。）により、宗教法人法の一部も改正され、公益法人等の従たる事務所等の所在地における登記義務が廃止され、宗教法人法第５９条から第６１条が削除されることとなった。

これに伴い、宗教法人法の規定を引用している「品川区墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例（平成２４年条例第２６号）以下「条例」という。」を改正する必要が生じたため。

**２．改正内容**

宗教法人に係る墓地等の経営主体の規定を整備する。（条例第３条第２号）

　　　本条例改正により、墓地等の経営主体になり得る者に変更はない。

品川区墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （墓地等の経営主体） | （墓地等の経営主体） |
| (２)　宗教法人法（昭和26年法律第126号）第４条第２項の宗教法人で、同法第52条第２項または同法第53条の規定により登記された事務所を区内または区に隣接する特別区内に有し、かつ、継続した活動を行っているもの | (２)　宗教法人法（昭和26年法律第126号）第４条第２項の宗教法人で、同法第５条第１項の主たる事務所または同法第59条第１項の従たる事務所を区内または区に隣接する特別区内に有し、かつ、継続した活動を行っているもの |
|  |  |

**３．施行日**

　令和４年９月１日